

《論 文》

Morphological, Anatomical and Statistical Analyses on The Four Ancient Mesopotamian Law Codes Including The Hammurabi Law Code:

—— Part IX Japanese collection of the
conclusions obtained in the proceeding studies ——

Kenji KAMIDE

Contents

- IX -1 Introduction
- IX -2 (Part 0) 序論（過去の研究と問題点）、C (0-1) ～ C (0-7)
- IX -3 (Part I) 4 法典の大きさ、内容と転移、C (I -1) ～ C (I -4)
- IX -4 (Part II) 社会階層と職業分化、C (II -1) ～ C (II -19)
- IX -5 (Part III) 法的手続、刑法と民法、C (III -1) ～ C (III -44)
- IX -6 (Part IV) 契約と商法、C (IV -1) ～ C (IV -40)
- IX -7 (Part V) 先史時代のメソポタミア遺跡 (site)、C (V -1) ～ C (V -20)
- IX -8 (Part VI) 農業法と報復法、C (VI -1) ～ C (VI -67)
- IX -9 (Part VII) 本研究のまとめ、C (VII -1) ～ C (VII -19)
- IX -10 (Part VIII) Fact-Finding の日本語訳
- IX -11 (Part IX) Conclusion の日本語訳

IX -1 Introduction

In the previous studies ¹⁻¹¹ (Part 0 ~ Part X) the most reliable fundamental data base of the four ancient Mesopotamia law codes were analyzed morphologically, anatomically and statistically. Here, the following topics were chosen:

Part 0 ¹ (introductory remarks on the past works on the ancient Mesopotamian law codes: their dissolved and undissolved problems)

Part I ² (size, contents and transfer)

Part II ³ (social class and development of professions)

Part III ⁴ (legal litigation, penal law code, and civil law code)

Part IV ⁵ (written contents and commercial laws)

Part V ⁶ (analysis on the fundamental data base of the prehistoric Mesopotamian sites)

Part VI ⁷ (agricultural law and law of retaliation)

Part VII ⁸ (overall- summarization of the study)

Part VIII ⁹ (Japanese collection of the fact-findings found in the

previous studies)

Note¹⁰ (prehistory of a road leading to the above studies and their general overviews of some results obtained)

Part IX¹¹ (Japanese collection of the conclusions obtained in the previous papers) : This article

Part X¹² index

Table IX -1 summarizes the number of the conclusions in each part. Note that Part VIII ~ Part X do not contain the conclusion.

Table IX -1 Number of the conclusions

IX-	Part	Number	IX-	Part	Number
2	0	7	8	VI	67
3	I	4	9	VII	10
4	II	19	10	VIII	0
5	III	44	11	IX	0
6	IV	40	12	X	0
7	V	20			
				Σ	211

This section as Part IX of the study is the collection of the Japanese translation of the conclusions achieved in the previous parts. Of course, the original english version in the previous sections is formal and this japanese version, which is literally translated, is only supplementary.

Author would be very grateful if he or she could recognize that this unusual attempt could help the possible readers, who met some difficulty in easy –

and – quick understanding of an important core of the study.

IX -2 (Part 0)¹ : 序論 (過去の研究と問題点)

社会階層と職業の分化について4つの法典を解析した。

- C (0-1) : 古代メソポタミアに関する47冊の専門書や一般書の内容を検討した (Table 0-1a, Table 0-1b)。
- C (0-2) : 原著内で完訳されている法令の条文数 n_t のトップ3は $n_t = 269$ (Roth), 249 (Driver – Miles) と 248 (飯島) であった。平均 n_t は上述の3つの文献を除くと4にすぎない (Table 0-3a, Table 0-3b)。
- C (0-3) : Hammurabi-law (ハンムラビ法典) の詳細な解析に適した文献資料として上述のトップ3を選定した (Table 0-6)。
- C (0-4) : 過去の文献では法典の大きさと他の法令への転移については全く論じられていない。単に当該法令の題目か、せいぜい極く短い説明が文献中に与えられているのみである (Table 0-6)。
- C (0-5) : 従来の文献中の方法論的問題は、狭いカテゴリーの範囲、十分な証拠の欠如、心理的偏見、非定量的議論、極めて僅かの表、図 (全文献を通し、たったの3表) (0-1.7.1) である。
- C (0-6) : 以下の未解決問題が示された：社会階層、法令相互の関連性、人権、法的援助 (0-1.7.2)。
- C (0-7) : 本研究の方法論の原理 (科学的解析) が詳細に示された (0-3), (Chart 0- VII -2)。

IX -3 (Part I)² : 法典の大きさ、内容と転移

Ur-Nammu (UN), Lipit-Ishtar (LI), Eshnunna (E), および Hammurabi (H) の4つの法典を、形態学的 (大きさなど)、解剖学的 (機

能など) および統計学的に Part0 で確定した最も信頼性の高い database (IX -2-3 参照) を解析した。

- C (I -1) :Hammurabi-law (H-law)** の読解可能な全条文数は他の 3 法典の読解可能な全条文数の和よりも圧倒的に大きい (2.6 倍) (=248/95)。H-law の大きさは他の 3 法典の単純和ではない (I -5 (1) ~ (4))。
- C (I -2) :** 法典よりも古い上記 3 法典の約 30~50% の法条文は H-law 法典に移転した (I -12)。しかし、移転した条文は H-law の 13% (=32/248) を占めるに過ぎない (Table I -13)。H-law は上記 3 法典のずっと遠縁の子孫と言える (Table I -13)。
- C (I -3) :** これらの法典の主な対象は明らかに awilum である (I -5(4)), (Table II -5a, II -5b, II -6a, II -6b, II -7)。
- C (I -4) :** すべての読解可能な条文を 11 のカテゴリーに分類した (I -6)。このうち、8 個のカテゴリーは伝統的 (H-law より古い (3 法典由来の) ものである。H 法の全条文の 22% がこれらの伝統的カテゴリーに分類された。残りの 3 つ (人権、社会的弱者の救済、失敗や製造物責任) は H-law 法典で初めて採用されたカテゴリーである (Table I -6 ~ Table I -6(continued 5), Table I -7)。

IX -4 (Part II)³ : 社会階層と職業分化

社会階層と職業の分化について 4 つの法典 (Ur-Nammu (UN), Lipit-Ishtar (LI), Eshnunna (E), および Hammurabi (H)) を解析した。

- C (II -1) :** 法的地位を異にする 3 乃至 4 つの階層 (王を含めて) の存在

が明らかになった (**Table II -1**)。

- C (II -2)** :UN と LI には king を指す名前は出現しない。
- C (II -3)** :王は最高の判決 (supreme judgement) を行い (**E56, E58**)、また恩赦 (amnesty) を与える権限を持つ (**H129**)。
- C (II -4)** :王の権威 (H-law) は神々の委託に基づく (**II -3-2-1**)。
- C (II -5)** :H-law の対象は一般人 (awilum) であり、awilum に関する条文が法律の主要部分を占めている (**II -3-2-2** 参照)。
- C (II -6)** :古 Babylonian 期になると、awilum の職業は殆どすべて現代の職業の中に見出される (**Table II -5a, II -5b, II -6a, II -6b, II -7**)。
- C (II -7)** :awilum は ‘市民’, ‘自由人’ であり、上層エリートより、貧乏人にまで及び、社会の主要階級である (**Eq. II -7**)。
- C (II -8)** :この時期に、ほぼ、均質な社会より高度に不均質な社会への転換が起こった (**II -3.3.3, Table II -6, Table II -7**)。
- C (II -9)** :どんな awilum も、彼の職業、財産、社会的地位に拘らず完全に同じ法的地位 (権利) を保有する (社会科学雑誌、**12, p120 (2015)**)。
- C (II -10)** :Ur-Nammu および Lipit-Ishtar 法典には mushkenum に関する条文はない (**II -3.4.1**)。
- C (II -11)** :Sumer 社会では、mushkenum はある特別 (特殊) な法的地位を持つ一つの社会階層としては存在しなかった (**II -3-4-1**)。
- C (II -12)** :mushkenum は Akkad 時代にはある特殊な少数グループのように見える (**II -3-4-1**)。mushkenum は awilum と同等 (財産権、居住権、家族) (**II -3-4-2.A**)、もしくは awilum より優位 (法的保護、・・・) (**II -3-4-2.B**)、または下位 (傷害、医療過誤に対する賠償、・・・) (**II -3-4-2.C**) など、の法的

地位を有した。

- C (II -13)** : 非常に明白な法的地位の差が奴隷と mushkenum の間には存在した。(II -3-4-2- (1) と (2))。
- C (II -14)** : II 法典では awilum 階層の崩壊を引き留めるよりはむしろ、それを防ぎ得ないものとしてを受け入れているように見える。
- C (II -15)** : 奴隷の所有権をマスター (主人)、宮殿、mushkenum 及び女性 (妻) が持った (II -3-4-2. : E50, H175, H176, H219)。
- C (II -16)** : 法典より奴隷の値段が推定された (Table II -11)。平均売り値は 20 ± 5 siglu である。
- C (II -17)** : 奴隷一人を購入するためには、平均的労働者が 600 日間労働する必要があった。奴隷もある程度の法的権利を認められた ((II -3.5.6) (例 : (1) 動産、不動産を作る権利 (II -3.5.6 (1))、(2) 結婚する権利—II -3.5.6 (2))、(3) その他、相続権、医療、罰金等 (II -3.5.6 (3) , (4))。
- C (II -18)** : 高い人口密度と灌漑農業に必要な高度に洗練された技術 (国家規模の運河開発・運営や、犁を用いた個人 (家庭) 単位の耕作) は奴隷の単純、単調な労働を必要としなかった (II -3.6.2)。
- C (II -19)** : 職業の分化は時代と共に加速的に進んだ。UN → LI → E → H (II -4.1)。 (Table II -13a, II -13b, II -14)。

IX -5 (Part III)⁴ : 法的手続き、刑法と民法

訴訟法、刑法および民法について UN, LI, E および H 法を解析した。この際、written law の成立の歴史についても考察し、written law の発生、成長の条件を議論した (III -3.1)。

- C (Ⅲ -1) : トークン (token) とその進化物 (cuneiform script) は主として農業において実際的に必要なために形成された (Fig. Ⅲ -1)。
- C (Ⅲ -2) : written law の発生は、その前提条件として書式の改良簡素化と日常生活における writing の普及がある (Table Ⅲ -3.1; Step (1) ~Step (7) , Fig. Ⅲ -1 ; I ~Ⅷ)。
- C (Ⅲ -3) : 法令としての寿命が14年と短かったE法典(エシュヌナ法典)を除くと、古代法典の寿命の長さは90~160年であった。
- C (Ⅲ -4) : 新規征服地(例、Larsa)に対し新バビロン法(H法もしくはそのプロタイプ)が、征服後直ちに適用された(Ⅲ -3.2, Ⅲ -3.3)。
- C (Ⅲ -5) : Hammurabi 法では神官(priest)は法廷では重要な役割を果たさなかった(許されなかった)(Ⅲ -4-3.2 参照)。Priest に相当するアッカド語は法典では見出せない (Table (Ⅲ -5 参照))。
- C (Ⅲ -6) : 法の条文が、「神」という言葉か、「神の前で」を意味する文章を含む場合、法廷の場所は宮殿と想定された。
- C (Ⅲ -7) : 3つの先行法典(UN, LI と E 法典)には法的訴訟を規定する条文は存在しない(Ⅲ -5.1)。
- C (Ⅲ -8) : 訴訟の手続きがH Law で初めて明記された (Fig. Ⅲ -2)。
- C (Ⅲ -9) : H 法典は明らかに証拠主義に基づく。この点では以前の神判とは本質的に異なる (Table Ⅲ -7, H1, H2, H23, H182, H188)。
- C (Ⅲ -10) : testimony (証拠) (立証)、evidence (証拠)、witness (証人) などという術語が世界で初めてH法の条文に現れた。これ等の熟語は現行法においても採用されている(Ⅲ -5-1)。
- C (Ⅲ -11) : H 法典において判事(judge)の任務が初めて記述された(Ⅲ -5.1)。

- C (Ⅲ -12) : 判事の義務の一つは double jeopardy (同じ案件を 2 度審議すること) の禁止である (Ⅸ -5-2) (H5)。
- C (Ⅲ -13) : H 法典では double jeopardy の禁止の原型を持つ条文 (H5) がある (Ⅸ -5-25 参照)。これは現在の法体系の基本的原則の一つである (Article 39 of the constitution of Japan)。
- C (Ⅲ -14) : ランク (status) を異にする数種類の法廷が存在した (Ⅲ -4.3.3.B)、(Ⅲ -5.3)。
- C (Ⅲ -15) : summary court は少なくとも部分的に一種の判事の機能を持つ (Ⅲ -5.3)。
- C (Ⅲ -16) : 市民集会は法廷の機能を持った (王が委託した場合)。
- C (Ⅲ -17) : 前項の集会のメンバーは一種の疑似弁護士の役割を果たした。判決は出席者の同意の下に下された (Ⅲ -4.3.3.B)。
- C (Ⅲ -18) : 宣誓 (oath) が H law において最初に現れた (Ⅲ -4.3.4、Table Ⅲ -6)。これは数千年後の現在に至るまで続けられている (Ⅲ -4.3.4)。
- C (Ⅲ -19) : 偽証 (perjury) は H law では重罪である (H3)。
- C (Ⅲ -20) : 原告の立証責任と被告の反証義務が H 条文で明記された (Ⅲ -5.1 (2))。
- C (Ⅲ -21) : 犯罪被害者に対する公的援助を与える世界初の条文 (H23 と H24) がある (Ⅲ -4.4.1A)。
- C (Ⅲ -22) : 医療過誤 (malpractice) に対する補償が初めて法制化された (Table Ⅲ -18)。
- C (Ⅲ -23) : 家屋やなどの不動産に対する不法な損害行為は補償されるべき対象と認識された。(product liability) (Table Ⅲ -19)。
- C (Ⅲ -24) : H law において法的援助の対象になる社会的弱者は : (1) 戦争捕虜の家族 (H24, H27, H30, H32, H133, H134, H135 ; Ⅲ -4.4.1.D (i))、(2) 戦争捕虜の子供 (H28, H29 ; Ⅲ -4.4.1.D

- (ii)、(3) 洪水被災者 (H48 ; III -4.4.1.D (iii))、(4) 干ばつ被災者 (H48 ; III -4.4.1.D (iii)) (III -4.5.3) である。
- C (III -25) :H law において人権に対する胚芽の概念が生まれた：(1) 生存権 (III -4.4.2.A ; H128, H152, H172, H175, H176)、(2) 所有権、売買権 (財産権) (III -4.4.2. ; H7, H8, H15~H20, H21~H36, H26, H34)、(3) 相続権 (III -4.4.2.C ; H150, H162, H163, H165, H166, H167, H170, H171, H174, H177~H183)、(4) 訴訟権 (III -4.4.2.D ; H1, H2, H3, H4)、(5) 法の下に平等である権利 (III -4.4.2.E ; H6, H8)、(6) 契約の自由 (III -4.4.2.F ; H47)、(III -4.4.2.)。
- C (III -26) :H law の全条文は常に完全に矛盾しないわけではない (相互矛盾の例) (III -4.4.3 ; (H8 vs. H6))。
- C (III -27) :H 法典において見いだされた4つの刑罰は (1) 死刑、(2) 体罰、(3) 罰金、(4) 追放である (III -6.1)。
- C (III -28) :刑事訴訟上の不正直 (不公正) は死刑になる。4つの条文 (H法) H1,H3, H10, H11 (Table III -10)。
- C (III -29) :H 法典は単一の犯罪行為の多数の例を示しているが、これ等の例でも実際の法廷での判決の判断とする条項として引用するのには不十分である (III -6.3)。
- C (III -30) :正式の婚姻成立の条件は同棲 (UN) →一定期間の同棲 (LI) →書面による宣誓 (H) と進化した (III -7-1)。
- C (III -31) :retaliation law (報復法) が適用されなかった例外がある (Table III -14)。この場合は罰金の支払いで許された。
- C (III -32) :窃盗犯人の神殿や宮殿への侵入やその盗品の販売は重大な犯行と見做された (H8, H9 ;Table III -9)。
- C (III -33) :医師や獣医師によって犯された医療過誤が世界の歴史上初めて犯罪と認知された (Table III -18、III -6.5)。

- C (Ⅲ -34)** : 製造物責任 (例、2つの代表的な不動産である家や船) が民法で初めて承認された (**Table Ⅲ -19**)。
- C (Ⅲ -35)** : 日本刑法 (JPC) の 15 個の条文 (JPC 130, 169, 172, 177, 188, 193, 199, 204, 205, 209, 226, 224, 235, 236, 262) は、1つの Ur-Nammu 条文 (**UN1**)、1つの Lipit-Ishtar 条文 (**LI11**) および 27 個の Hammurabi 条文 (**H1, H3, H8, H14, H21, H22, H114, H196-H208, H210**) から遺伝したものである (**Table Ⅲ -20**)。
- C (Ⅲ -36)** : 離婚の許可条件の具体例が示された (**Table Ⅲ -24**)。また離婚慰謝料が法的に規定された (**Table Ⅲ -25**)。
- C (Ⅲ -37)** : 古代メソポタミア社会を構成する最小単位は一夫一妻制、すなわち、夫と妻の組み合わせで形成される家庭である。
- C (Ⅲ -38)** : 夫と妻の社会階層に無関係にどのような両者の組み合わせ (理論的に 9つのタイプ) も容認された (奴隷の夫と自由人の妻の組み合わせも可) (**Ⅲ -7.2.1**)。
- C (Ⅲ -39)** : もし夫が奴隷の生んだ子を認知しない場合、その子と母 (奴隷) は自由人になった (**H171**)。
- C (Ⅲ -40)** : 農場の広さは当時の高い灌漑—耕作法に適合しているように見える (**Ⅵ -3.1.2**)。
- C (Ⅲ -41)** : 個人 (夫) の私的資産は彼の妻と子供達 (有資格者には正妻の子供 (勘当されていない子供 (**H164, H165** 参照)) と認知された奴隷の子供) が以下の 2つの原則に基づいて相続された。(1) 均等分割相続 (equal share succession) と (2) 長子相続 (primogeniture) (**H165**)。父親が選択権を持った。父親が長男を特に気に入った時は (2) を選んだ。しかし、(2) だけはあり得ず、(1) の分も留保された。留保された分に (1) が適用された (**H165**)。(2) は (1) に基づく貧困化の防止

対策かも知れない。

- C (III -42)** : 妻はしばしば生前贈与 (gift inter vivos) を夫の生前に夫より贈与 (正確には、贈与の約束の文書(粘土板)) された (**H150**、**H171**)。
- C (III -43)** : 認知された奴隷の子 (bastard) は他の兄弟達 (嫡出子) (legimacy) と同じ分け前 (share) (の父の遺産) を受領した (**H170**)。ただし、嫡出子は選択の優先権を持つ (**H170**)。
- C (III -44)** : もし妻が持参金 (dowry) を持たない時は (実父が娘の結婚時に渡さなかったか、渡せなかった) 妻は子供と同じ額の分け前を相続する (**H172?**)。

IX -6 (Part IV)⁵ : 契約と商法

この章では経済法と農業法に関する以下の項目を詳細に検討した。

- (1) 記録媒体としての cuneiform 板 (**IV -3**)。
- (a) 粘土板の材料と製法 (**IV -3.1.2**)、および書き方 (**IV -3.1.2A**) と書き手 (**IV -3.1.3B**)、保管場所 (**IV -3.1.2C**)。Old Babylonian 時代、一般人が作成した諸契約例 (**IV -3.1.4**) (**Table IV -1**)
 - (b) 売買契約 (土地、家屋などの) (**IV -3.2**)
 - (c) 地主と借地農との間の借地契約 (**IV -3.3**)
- (2) 通貨としての銀と大麦 (**IV -4.2**)、(3) 賃金、報酬と賃貸契約 (**IV -5.1**)、(4) 商人 (**IV -6**)、(5) 地主 (**IV -6.4**)、(6) その他 (**IV -6.3**, **IV -6.5**)。

その結果、以下の知見を得た。

- C (IV -1)** : 契約は粘土板の上に刻まれた。粘土板という語は「契約」と同義語である (**Table III -7**)。
- C (IV -2)** : cuneiform script (wedge-shaped) の書法が例外なしに採用

された (IV -3.1.2A)。

- C (IV -3) : 一般人は cuneiform script 書法の読み書き(少なくとも読みは)を出来たであろう (IV -3.1.2B)。cuneiform の簡素化と私塾の普及が一般人の比較的高い読解力を実現させた (IV -3.1.2)。
- C (IV -4) : 私的な契約が当時の社会経済活動の根幹的要素を構成した (III -4.4.2.E, IV -3.1.3B)。
- C (IV -5) : 「契約書」は契約者それぞれの個人の家で保管された (IV -3.1.3C)。
- C (IV -6) : Old Babylonian period において個人が彼の一生涯の間に作成したであろう種々の契約がまとめられた (Table IV -1)。
- C (IV -7) : 全社会階層 (awilum, muskenum や奴隷も含めて) は財産の購入、売却の権利を持つ (III -3.4, III -4.2, III -3.5.6)、但し、例外例もある (Table IV -3.2)。王が兵士、警官および収税吏に授与した農地および家屋を他人に売却するのが禁じられた (Table IV -2)。
- C (IV -8) : 上述の禁止に対するいくつかの例外条項がある (IV -3.2 ; H28, H29 など)。
- C (IV -9) : 実際の売買契約記録から primogeniture (長子相続) の原則はむしろ制約されていたように見える (IV -Appendix -A (Table))。
- C (IV -10) : 各家庭についての多数の借地農 (tenant) 契約は本人の住居地において保管された。これ等の契約は王朝が変わっても、ある時は有効であると判断された (IV -3.3)。(C (IV -5) 参照)。
- C (IV -11) : 借地農契約は土地家屋の売買契約と共に極めて重要な契約であり、これは各自の家 (home) において注意深く保管されるべきものであった (IV -3.3)。

- C (IV -12)** : 前王朝の有力支持者が没落しても sub-tenant 契約はそのまま有効であった (例 Larsa) (**IV -3.3**)。
- C (IV -13)** : 結局、経済活動の大部分は多数の契約の存在によって保証された (**IV -3.4**)。
- C (IV -14)** : もし契約不履行 (violated contract) が起これば、そのようなことは経済犯罪とみなされた (**IV -3.4**)。
- C (IV -15)** : 1 グルの大麦は a priori に銀 1 siqlu (シクル) に等価とみなされた (**IV -4.1, eq. (1) , Table IV -5**)。
- C (IV -16)** : 悪い気候や天災などが原因となって大麦の供給不足が起こった場合は大麦は暴騰した (**IV -Appendix B**)。
- C (IV -17)** : ハンムラビ法典には先行 3 法典同様に通貨としての銅という単語は一度も見出せない (Tomimura 説の否定) (**IV -4.3**)。
- C (IV -18)** : 銀は 11 のカテゴリーの極めて広範囲に使用され、農業以外のほぼ全社会生活をカバーした (**Table IV -7**)。
- C (IV -19)** : 大麦は比較的限定されたカテゴリーでのみ使用された (**Table IV -8**)。
- C (IV -20)** : 大麦は農業とそれに関する分野だけに使用された。ハンムラビ時代では大麦はもはや単なる補助 (銀の) 通貨である (**IV -4.4**)。
- C (IV -21)** : 第 3 の通貨のゴマである (**IV -4.4 ; H51**)。
- C (IV -22)** : Eshnunna の法律によると借金した人が返金用の銀を持ち合わせないときは貸主に銀の代わりに銀と同価値の大麦を返却することが出来た (**IV -4.4 ; H51**)。
- C (IV -23)** : 1 マナは 505gram 銀。1 ゼは 47mg 銀である (**IV -4.4**)。
- C (IV -24)** : 時間の単位は年、月、日である。週は古代 4 法にはない (旧約聖書に初めて週が出てくる) (旧約聖書 **Exodus20:9** およ

び 10 参照)。

- C (IV -25)** : 年俸は殆んど、大麦ベースで支払われた (**IV -5.1.1** , **Table IV -9**)。
- C (IV -26)** : 日雇い労働者の月給は 1 シクル / 月 (**Table IV -9**)。
- C (IV -27)** : 1~1.5 年間の操業費用は職人の収入? (**Table IV -9 (continued)**)。
- C (IV -28)** : 日雇い労務者の賃金は冬の中期 ~ 晩春期の方が、夏 ~ 初冬期より高い (**Table IV -9 (3)** ; **IV -5.1.3**)。
- C (IV -29)** : 医者 of 収入は予想通り、非常に高い (**Table IV -9-C (continued)** , **IV -5.1.4**)。
- C (IV -30)** : ハンムラビ法典では商人 (tamkarum) に関する条文が主となる (**IV -6**)。
- C (IV -31)** : Old Babylonia 時代、農民 (地主) と商人が社会の構成主要メンバーになった (**IV -6.1**)。
- C (IV -32)** : 商人は一般人、小売商人、借地農民とも密接な関係を持った (**IV -6.2**)。
- C (IV -33)** : Old Babylonia 時代の農業と商業の関係が示された (**Chart IV -2**)。
- C (IV -34)** : Old Babylonia 時代の商人は一種のプロト・銀行業務 (**IV -6.2.1**) 活動 (主として賃金) をした。事業に対する金融 (**IV -6.2.1B**, **IV -6.2.1C**) と長距離貿易に対する金融 (**IV -6.2.2**) を行った。
- C (IV -35)** : メソポタミアの特異な自然環境が技術的進歩を加速し、加工産業を育てた (**IV -6.2.2 : Type 1, Type 2**)。
- C (IV -36)** : 商人と農民の間の契約違反例が示された (**Table IV -12, Case 1~Case 4**)。
- C (IV -37)** : H 法には地主と商人の関係は示されていない (**IV -6.4**)。

- C (IV -38)** : 古代メソポタミア時代には商人には商官 (merchant officer) と他の民間の商人 (civil merchant) の2種類の商人が存在した (**IV -6.4**)。
- C (IV -39)** : land lord (地主) は商人より上位とみなされた (**IV -6.4**)。
- C (IV -40)** : 市の行政は富裕商人の中から選ばれた市長に (王より) 委嘱された (**IV -6.5**)。

IX -7 (Part V)⁶ : 先史時代のメソポタミア遺跡

多数の他の考古学者によって発掘された代表的な 86 の遺跡 (site) についての時期、場所、大きさ、高さなどの知見を整理して、基本的データベースを構築し、以降の本研究解析に利用した (**Table V -3a~Table V -3n**)。

- C (V -1)** : Mesopotamia (メソポタミア) の地図上に遺跡の分布を示した (**Map 1~4**)。遺跡 (site) と立地 (高度) (**Table V -5, Fig 1~4**)、巨大遺跡 (site) (**Table V -7c**)、新しい site (**Table V -13**)、大河の堤防に位置した site (**Table V -6**)、天水農業を可能とする限界の年間降雨量 200mm に相当する遺跡などを示した (**Table V -14**)。
- C (V -2)** : Hassuna 期にすでに site は Diyala 谷の川岸に達し、site は全 Hassuna 期を通じて、その後も存続した (**V -4.1.4 (Map3, 4)**)。
- C (V -3)** : 勿論、もともと Hassuna-Samarra の地域は連続的に徐々に Halaf 地域に転換した (**V -4.1.4 (c) , (d)**)。
- C (V -4)** : Euphrates basin (ユーフラテス谷) はこの時期は、まだ完全には開発しつくされなかった (**V -4.1.4 (d) - (8)**)。
- C (V -5)** : Halaf 期において site は Hassuna -Samaarra 地帯をはるかに超えて、最西地域へと広がった。

- C (V -6)** :Halaf 後期になると、もう開発できる余地はなく、Mesopotamia の経済は、簡単には克服できない危機的な困難に直面した (**V 4.1.4 (9)**)。
- C (V -7)** :非常に長い span でみると、site は山岳地方 → 高地平原 → 山麓 (foothill) → 低地平原へと移動した (**V -4.1.5 (a)**)。
- C (V -8)** :小麦と大麦の栽培種化が突然変異により起こった (**V -4.2.1 (a)**)。(**Table V -11** 参照)。Hassuna 期 (6,000~5,000BC) より以前の Early Neolithic (EN) 期 (7,250 ~ 6,000BC) に小麦 (eikorn および emmer 小麦) と大麦の家畜化が起こった。
- C (V -9)** :サイトの寸法 (大きさ) は 1ha (ヘクタール) 以下から 18ha まで変動した。(**Table V -7a**)。
- C (V -10)** :Site の成長期では多数の小 site 群がより大きな site に吸収されてその結果、新しく巨大 site (>10ha) が出現した。
- C (V -11)** :Halaf 期では Tigris 河と同様に Euphrates 河の堤防 (bank) も利用された (**Table V -6**)。(栽培用の灌水)。
- C (V -12)** :Halaf 期において、巨大 site が発生した(**C (V -9)**参照) (**Table V -7c**)。Halaf 期以前に発現した巨大 site の例外は Early Horocone 期に生じた Granzi Dareh、Asiab、および Abu Hüreya である (**Table V -7c**)。
- C (V -13)** :Halaf 期において 5 つの 12ha よりも広い地域を占める巨大 site が見出された (**V -7-12** 参照) (**Table V -7c**)。
- C (V -14)** :人々は同じ site に数百年~1 千年またはそれ以上の長期間、住み続けたことがあることが明らかになった (**Table V -7d**)。
- C (V -15)** :すべての住居の材料はその地方の生産物であった。基本的にはこれ等の材料は土 (soil) と草木 (weed) で作られた。壁土 (plaster) がしばしば壁を塗るために利用された。

Mesopotamia の家はその時代には白く塗られた土の煉瓦 (brick) で作られた (Table V -8a ~ V 8c)。

- C (V -16)** : 住居は土または岩に孔をあけて、その孔に柱を立てて作った小屋より、土台の石 (ground stone) の上に柱を立てて家を作る方式へと進化した (Table V -9a ~ Table V -9c)。
- C (V -17)** : 家の形は次の様に変化した ; 円形 (circular or round) → 四角 (rectilinear) (Table V -9a ~ Table V -9c)。
- C (V -18)** : 家は一部屋 (single room house) より多数 (100) の部屋のある家 (multi-roomed house) まで変化した (Table V -9a)。
- C (V -19)** : Çayönü (Table V -3b, no.14) の家は空気循環設備 (食料の貯蔵のため) と加湿 (温調) システム (冬の部屋の加熱) を備えていた (Table V -9a)。
- C (V -20)** : 小麦と大麦の domestication が突然変異 (mutation) で EN 期に起こった。この突然変異により、熟した麦を選り分けて一本ずつ手で摘む従来の採集方式 (gathering) をすべての麦を一度に刈り取る栽培式 (farming) に進化させた。この栽培方式が食料の大量生産を可能にした。

IX -8 (Part VI)⁷ : 農業法と報復法

Canal-irrigation farming (運河水灌漑農業) が良く知られている古代メソポタミアでは農業が最重要産業であった。しかし、どのように、何時、何処で、この種の農耕が発展したかはまだ十分には明らかにされていない。

本章の前半では運河—農耕農業の成熟期における光と影を明らかにする (VI -3)。

本章の後半では the law of retaliation (「目には目を」の法律) を詳し

く議論する (VI -4)。すなわち、

1. Hammurabi 法典は retaliation law (報復法) か? (VI -4.1)
2. Hammurabi 法典の旧約聖書への移転の詳細 (VI -4.2)
3. the law of retaliation は果たして残酷な law か? (VI -4.3)

について議論した。

C (VI -1) : 乾地農業から降雨水利用農業へ、更には運河を基礎にした運河水灌漑農業へ (VI -3.1.1 (A) ; Chart VI -1) と発展した。

C (VI -2) : 食料の獲得と再生産のシステムの進化のルートが提案された (VI -3.1.1 (A))。 (I ; 恐れ→II ; 自然の消極的利用→III ; 積極的利用→IV ; 自然の改造)。

C (VI -3) : プロト灌漑耕作が雨水、池の水、孔に溜まった泥水、自然の水などを利用して進化した (VI -3.1.1 (A))。

C (VI -4) : 大規模遠距離水路網が建設され、これは

- ①灌漑水を農地に供給するため
- ②舟による航行
- ③洪水に伴う予想された水害を軽減の目的

で利用された (VI -3.1.1 (B))。

C (VI -5) : 灌漑農業と雨水利用農業が詳細に比較された (VI -3.1.1 (B) ; Table VI -1)。

C (VI -6) : H 法の中で自作農に関する条文は唯の 1 つ (H47) のみ (VI -3.1.1 (A))。

C (VI -7) : Ur III 王朝で利用された集団労働は粗雑で単純な耕作には適していたが、高度に洗練された運河の経営・灌漑耕作には適用できなかった (VI -3.1.1 (A))。

C (VI -8) : 王宮や王族による大規模経営はハンムラビ時代になると今や面倒で、低効率、しかも高価になった (VI -3.1.2 (A))。

- C (VI -9)** : 土地の授与 (王の署名付き) 証 (受領者名も銘記) が予め王より王立農場の全従業員に与えられた (**VI -3.1.2 (A)**)。
- C (VI -10)** : この時代の奉仕 (サービス) は中世イングランドの領主への農民の奉仕とは厳密に区別すべきである (**VI -3.1.2 (A)**)。
- C (VI -11)** : 食料生産方式は、Ur III期より Old Babylonia 時代に至る間に、公的機関における集団労働から私的な借地 (または、自分自身の土地) 農 (業) へと変換した (**Chart III -3**)。これが BC3000 年紀から始まった「貧困化」のプロセスである。借地農民はどんな結果に対しても全責任を負った (**VI -3.1.2 (A)**)、**VI -3.1.3**)。
- C (VI -12)** : ハムラビ期の借地農は灌漑方式による穀物栽培に関する程度の専門家であり、また彼等は playing manager でもあり、決して単純労働者ではなく、ましてや、奴隷などではない (**VI -3.1.2 (A)**)。
- C (VI -13)** : 灌漑技術が導入された後でさえ、「休耕」(fallow) は大変重要であった (**VI -3.1.2 (B)**)。
- C (VI -14)** : 運河網の建設と修理・補修は耕作のオフシーズンにおいて実施された (**VI -3.1.3**)。
- C (VI -15)** : 水路に沿った所有者はこれ等の堤防の維持に (自己の所有する農地が直接接する堤防) 責任があり (**VI -3.1.3**)、この規則は、より広い水路にもそのまま適用された (**VI -3.1.3**)。
- C (VI -16)** : 運河は常時、王の官吏によって管理・運営された (**VI -3.1.3**)。
- C (VI -17)** : (**15**、**16** の) 労働には多数の雇用労働者が必要であり、彼等には大麦が賃金として支払われた (**VI -3.1.3**)。
- C (VI -18)** : メソポタミアにおける洪水に関する、いくつかの気象学のおよび地理学的な特質が示された。

- C (VI -19)** :Nippur、Issin、Shuruppak、Adab、Umma、ZabAlam、Bad、Tibura、Urum、Larsa を含む Sumer における運河網の場所は殆ど 1000 年間にわたって有意には変化したようには見えない (上出) (**VI -3.1.4 (A)**)。
- C (VI -20)** :隣人が本人が管理責任を持つ水路を、怠慢のために、きちんと維持しなかったために蒙った農民の被害は完全に犯罪者本人 (隣人) によって弁償されるべきである (**H53, H54, H55 と H56**)。上述の損害は一種の経済的反乱と考えられた。
- C (VI -21)** :地主と農民との開墾に関する基本契約は通常 3 年間で有効であった (**H44**)。
- C (VI -22)** :土地の所有者は洪水後、彼は所有権を失い、もはや当然の権利として農夫は彼の家屋や家畜の (洪水による) 損失に対する国のいかなる公的援助を期待することはできない (**Table VI -4**)。
- C (VI -23)** :南部メソポタミアの小麦栽培は、いわゆる '塩害' で衰え、結果的に大麦栽培に転換した。(すなわち、炭酸カルシウム (白色微粉末) の耕地の土壌表面への蓄積は、イネ科植物の根の導管を通して水が通ずるのを大幅に妨げ、結局、小麦は最終的に枯死したので栽培は大麦に転換した (**VI -3.1.5. (B)**)、(**Table VI -5**)。
- C (VI -24)** :長いスパンで見ると、穀物の灌漑耕作は衰えた。たとえ以前と全く同一の耕作技術をきちんと守っていても (**VI -3.1.2 (B)**)、(**VI -3.1.5 (B)**)。
- C (VI -25)** :運河による灌漑耕作のネットワーク・システムは、明白に古代メソポタミア文化の源泉である (**VI -3.1.6**)。
- C (VI -26)** :農夫個人はこのシステムの末端の維持に完全な責任を負い、また王は灌漑用水供給の全システムに責任を負った (**VI**

-3.1.3)。

- C (VI -27)** :Hammurabi 法典には、借地農の商人に対する負債に関する多くの条文がある (**H48、H49、H50 ; VI -3.1.2 (A) 10**)。
- C (VI -28)** : 大麦、ナツメ (date) ヤシの木、ゴマの栽培が、その時代の農家で中心的役割を果たした (**VI -3.2.1 (A) 3**)。
- C (VI -29)** : デートヤシの植林は、殆ど農夫とは別の専門家庭師 (園芸家) によって地主との間で同意した契約に基づいて、実施された (**VI -3.2 (A) 4**)。
- C (VI -30)** : 農業経営の成否は個人の努力に加えて、よく変わる気候や天候によって決まった (**VI -3.1.2 (B) 1, 5, 6**) や (**VI -3.2.1 (A) 5**)。洪水、津波、旱魃 (**VI -3.2.1 (A) 6, 7**)。
- C (VI -31)** : 加えて、個人の資質も無視できない (**VI -3.2.1 (A) 8**)。隣人の耕作怠慢に基づく、あり得るべき損害 (H43、H44) と水路の欠陥のある保守 (H53 ~ H56) は、厳格に弁償された (**VI -3.2.1 (A) 8**)。業態の転換 (自作農→小作農へ) は、農夫自身によって決定された (**H47, VI -3.2.1 (A) 9**)。
- C (VI -32)** : 荒地 (不毛の) を農地に変換するための契約は、約3か年有効であった (**H44 ; VI -3.2.1 (A) 11**)。契約が地主と開拓者の間で結ばれた (**VI -3.2.1 (A) 11**)。
- C (VI -33)** : 借地農さえも自己の経営結果に対して全責任を負った。最終的には自分自身さえも (奴隷に) 売った (**H54 ; VI -3.2.1 (A) 13**)。
- C (VI -34)** : 農夫によって犯された他人への損害に対する農民の賠償は厳格に徴収された (**VI -3.2.1 (A) 14**)。
- C (VI -35)** : 多数の家がお互いに引っ付いて建てられ、人々は過密に住居した (**VI -3.2.1 (A) 15**)、(**VI -3.2.1 (A) 18**)。
- C (VI -36)** : 一般人の識字率はかなり高く、特に読解力が高いことが示

された (VI -3.2.1 (A) 15)。

- C (VI -37) : 農民と彼の隣人は個人問題では共同責任は負わなかった (VI -3.2.1 (A) 17)。
- C (VI -38) : 農地が完成した後は開墾者は地主との間の新しい契約に基づいて借地農になった (VI -3.2.1 (B) 4)、(Chart VI -4 を見よ)。
- C (VI -39) : 庭師(園芸家)は野原(または荒野)を5年間で庭園(garden)に転換する契約を地主と結んだ(H60, H63 ; VI -3.2.1 (B) 5)。
- C (VI -40) : 椰子の栽培は穀物の耕作よりもむしろ容易な仕事であった。彼(園芸家)(庭師)は降雨量の少なさや洪水を心配する必要はなかったからである (VI -3.2.1 (B) 7)。
- C (VI -41) : 以下の3つの契約のケースが示された。
- A. 借地の契約 (VI -3.2.2 (A))
 - B. 売買契約 (VI -3.2.2 (B))
 - C. 労働者の雇用契約 (VI -3.2.2 (C))
- C (VI -42) : 貧困化が重大な社会問題になった (VI -3.2.2 (D) 2)。
- C (VI -43) : Hammurabi と彼の後継者達は貧困者を救うために、借金の棒引きの法令を数回発令した (VI -3.2.2 (D) 3)。
- C (VI -44) : 荒地の開発についての契約は3年間有効であった(前出, 32)。怠慢(3年以上長い放棄)は契約違反と見なされた (VI -3.2.3, Table VI -6)。
- C (VI -45) : 農地の借料が地主に契約締結と同時に支払われた場合、その後、たとえ洪水による被害があっても農民が責任を持った (Table VI -6 (B1))。
- C (VI -46) : 45で借料が地主に支払われなかった場合、あり得る収穫は地主と農民の間で分割された (Table VI -6 (B2))。
- C (VI -47) : 隣人と同一の待遇は Hammurabi 法典の原則である。特定

の農民に対する特別待遇をする特例は許可されなかった (**VI -3.2.3.7, VI -3.2.3.8, Table VI -6, B5, B6**)。

- C (VI -48)** : 約 3000~4000 年前に作られた契約は基本的には現代の契約と同一である。今日の契約に必要なすべての項目が古代の契約においても含まれている (**VI -3.2.3.9**)。
- C (VI -49)** : 運河水を灌漑に利用する農業を円滑運用するために、システムの末端 (水路) が注意深く維持される必要があった (**VI -3.2.3.9**)。
- C (VI -50)** : もし、庭師が上述の conversion (開墾) を荒野 (ムアー) より始めるならば、その庭師は余分の賞金として 10iku の面積当たり 10gur の大麦を受領する (**VI -3.2.5.2 ; H63**)。
- C (VI -51)** : 園に対する灌漑に過度な注意は不要である (**VI -3.2.5.6**)。
- C (VI -52)** : デートヤシ (椰子) (palm tree) は食料として多くの利点がある (**VI -3.2.5.7**)。
- C (VI -53)** : 農産物 (椰子) のプロセス化 (処理) は未だ当時は萌芽期ではあったが結果的に加工食品工業を生んだ (**VI -3.2.5**)。新しい価値が一次生産品 (date フルーツ) に付加された (**VI -3.2.5**)。
- C (VI -54)** : 地主と庭師 (園芸家) との間の契約の詳細とその違反例が示された (**Table VI -8**)。
- C (VI -55)** : ある人物 (加害者) がある経済的損害を第三者 (被害者) に与えた時、加害者は補償金として商品のある量 (被害者の実損失の χ 倍) を被害者に支払う (**VI -3.2.6.1**)。
- C (VI -56)** : アッカド語の動詞 'iraddiin' が fine (料料) に対して用いられた (H law 法典) (**VI -3.2.6.1**)。
- C (VI -57)** : H law 法典中の '支払' (pap) または補償 (Compensate) を意味するアッカド語 'iaddiin' の使用が上述 (**56**) の χ の

値に密接に関係する (**Table VI -9**)、(**VI -3.2.6**)。

C (VI -58) :H law 法典で the law of retaliation は、加害者も被害者も共に awilum (アヴィラム) (自由人) である場合に限り適用された (**Table III -12**)、(**VI -4.1**)。他の場合には、たとえ H law 中でも substitute payment (代物支払) を利用するのが許可された (**Table VI -9**)、(**Table VI -10**)。

UN (ウルナンム) 法や E (エシュヌンナ) 法には retaliation の条文はなく、すべての場合 (どんな傷害殺人を除いて) に対しても代物支払が利用された (**Table III -12**)、(**Table VI -16**)。

この事実はメソポタミアにおいては the law of retaliation が H law 中で初めて採用された事を示唆する (**VI -4.1**)。

C (VI -59) :H law と聖書の Exodus を比較すると、9つの事項 (item (条文)) の中で、聖書の3条文は H law よりもずっと厳しく、他の3つの事項は両者とも厳格さは同程度である (**Table VI -11**)。したがって、これら2つの法典? (H law と旧約聖書) は、ほぼ同じ性格のもと結論できる (**Table VI -11**)。

C (VI -60) :キリストが生存していた時は普通のひとにはハンムラビ法典の第 196 条が約 800 年も以前に発布されていたことは全く知られていなかった (**VI -4.2**)。

C (VI -61) :UN の殺人に関する条文 (UN 1) において、the law of retaliation (報復法) が厳格に適用された。H law を含めて、UN 以外の law code でも殺人に対して死刑が適用されたのは間違いない (**Table III -8**)。Old Babylonia 時代に職業分化が起こり、これが初めて富める者と貧しい者との格差を生じた (**Table II -14**) (**VI -4.6** 参照)。

C (VI -62) :ハンムラビ法典は公正 (equity) と対等の原則に基づく (**VI**

-4.3)、そしてどんな‘ひと’も均等な価値を持ち、しかもその価値は量り知れなく、金銭では置き換えられない。この意味で報復法は真の救貧法である (VI -4.3)。

- C (VI -63) : 家畜に関する条文 (H法) の内、64%は ox (去勢牡牛) に関するものである。馬についての条文は無い (Table VI -13)。
- C (VI -64) : date palm の植林は非常に繁栄し、シュメール時代や古代バビロン時代では普及したが。一方、樹木についての条文文献は非常に少ない。Table VI -14 の item (小麦) の引用は皆無である。
- C (VI -65) : 古代メソポタミア (Old Babylonia period) における重要な食物は大麦とゴマであった (VI -3.2.1 (A) 3, Table VI -4)。
- C (VI -66) : 医療 (治療) は合理的アプローチに基づいた (VI -5.4 (13))。現代の医療と当時のそれは原理と原理的には類似している (VI -5.4 (13))。
- C (VI -67) : H law の法廷では神の裁きは存在せず、合理主義が原則であった (VI -5.4 (14))。

IX -9 (Part VII)⁸ : 本研究のまとめ

- C (VII -1) : IX -9-1. 7つの論文 (本研究) (Part 0~Part VI) の全体の総括が行われた。
- C (VII -2) : 過去に発表された諸研究は法典の逐語訳とその解釈の段階に止まり、その解釈はどの研究でも未達である点を考慮して、最も信頼できる逐語訳の業績を選択した (VII 2.1)。
- C (VII -3) : 上記の4法典 (UN, LIとEとH) の条文の形態学的、解剖学的、統計学解析を系統的に行った (I ~VI)。
- C (VII -4) : 7つの新しい解析法が考案され、本論文で適用された (VII -2.1)。

- C (VII -5)** :UN (ウルナンム) 法や LI (リピトイシュタル)、E (エシュメンナ)、およびハンムラビ(H) 法典を相互比較検討した。(20 個の表にまとめた) (**VII 2.1**)。この結果、H-law の特質を明白に理解できた。
- C (VII -6)** :上記の法典をより可視化するために、110 表、2 図、7 地図、4 チャートを主論文中で作成した。表、図のこれらの数は、現在までに発刊された全文献で引用された総計 3 表、図ゼロ、地図ゼロ、と比較できる。
- C (VII -7)** :過去の研究での未解決の諸問題 (例えば、**0-1.7.2.a-e**) は本研究において確実な知識に変わった。
- C (VII -8)** :確実な知見 Fact-Finding (F-F) の詳細が**VII -3.1.1** で示された。証拠は必要ならば括弧内に示された。
- C (VII -9)** :各 Part における F-F の小計 (sub-total) 数が **Table VII -3** に示された。現在、古代メソポタミアについての 218 の確実な知見 (F-P) が本研究により (4 古典法典の徹底的な解析によって) 得られた。
- C (VII -10)** :本研究で提案された仮説と理論を基礎にして 15 個のモデル (model) が提案された。

本研究の結果、ハンムラビ法典は以下の諸特質 character を持つことが明らかにされた。

1. ハンムラビ法典はそれ以前の慣習を単に法令化したものではない (**III -4.5.1**)。
2. ハンムラビ法典は過去の慣行を否定したり、改良した (**III -4.5.1**)。
3. ハンムラビ法典は先行法典 (UN, LI および E) を単純に集積したものではない (**III -4.5.2**)。
4. UN, LI および E 法典のある部分は H 法典に取り入れられている。し

かし、この部分は H 法典のほんの一部分にすぎない (H law 中の 14% の条文) (Table I -12)。

5. ハムラビ法典のすべての条文は完全に consistent ではなく、inconstancy が 1 対見いだされる (III -4.5.1)、(1 例) H8 と H6、Table (III -9)。
6. 法体系の完全性の視点からみると (Table I -6)、ハムラビ法典は今日の法体系の原点である。
7. H 法典の法体系が超長期にわたって持続していることはこの法典の法的思想が人類にとっても共通であることを示す (Table III -4.4.2)。加えて、ハムラビ法典は現代の法体系の偉大な祖先であると良く認識される。

特に (1) 法的手続き (訴訟) C (III -8) 参照)

(2) 基本的人権 C (III -25 参照)

(3) 社会的弱者に対する保護 C (III -24 参照)

(4) 責任 (C (III -33)、C (III -34)、C (III -26) など)

これらの諸点は、先行法典ではまだ十分には認識されていなかった。

IX -10 Reference

1. Part 0 : K. Kamide, *Journal of Social Science*, Nara Gakuen Univ., vol.18, p 49-86, 2017.
2. Part I : K. Kamide, *Journal of Social Science*, Nara Gakuen Univ., vol.11, p 113-145, 2014.
3. Part II : K. Kamide, *Journal of Social Science*, Nara Gakuen Univ., vol.12, p 107-148, 2015.
4. Part III : K. Kamide, *Journal of Social Science*, Nara Gakuen Univ., vol.13, p 215-293, 2015.

5. Part IV : K. Kamide, *Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ.*, vol.14, p 251-302, 2016.
6. Part V : K. Kamide, *Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ.*, vol.16, p 97-159, 2016.
7. Part VI : K. Kamide, *Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ.*, vol.17, p 119-195, 2017.
8. Part VII K. Kamide, *Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ.*, vol.19, p 37-95, 2018.
9. Part VIII : K. Kamide, *Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ.*, vol.21, p1~46, 2019.
10. Research note: (Prehistory of road leading to the above studies (Part 0~Part VIII and their several over view of Some Research obtained.)
K. Kamide, *Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ.*, vol.21, p47~49, 2019.
11. This article [Part IX : K. Kamide, *Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ.*, vol.22, p19~47, 2020.]
12. Part X : Index (in preparation) .

